

医療機関コード	
保険医療機関名	

令和4年7月1日現在

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療の実施報告書

区分	項目	患者からの徴収額（消費税を含む）
	医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療	
	検査	・α-フェトプロテイン(AFP) 患者からの徴収額(円)
		・癌胎児性抗原(CEA) 患者からの徴収額(円)
		・前立腺特異抗原(PSA) 患者からの徴収額(円)
		・CA19-9 患者からの徴収額(円)
	リハ ビ リ テ シ ヨ ン	・心リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)
		・心リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)
		・脳リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)
		・脳リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)
		・脳リハ(Ⅲ) 患者からの徴収額(円)
		・廃用リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)
		・廃用リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)
		・廃用リハ(Ⅲ) 患者からの徴収額(円)
		・運リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)
		・運リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)
		・運リハ(Ⅲ) 患者からの徴収額(円)
		・呼リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)
		・呼リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)
		精神 科 専 門 療 法
	・ショート・ケア(小) 患者からの徴収額(円)	
	・デイ・ケア(大) 患者からの徴収額(円)	
	・デイ・ケア(小) 患者からの徴収額(円)	
	・ナイト・ケア 患者からの徴収額(円)	
	・デイ・ナイト・ケア 患者からの徴収額(円)	

[記載上の注意]

- ・ 保険外併用療養費の報告を行っている「区分」欄に「○」を記入し、「患者からの徴収額」欄に金額を記入すること。